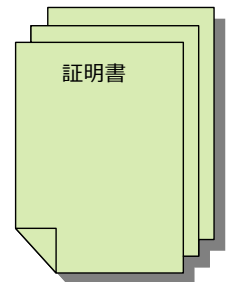


お知らせ

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）に基づく建築確認に係る建築確認台帳記載事項証明事務については、下記に記載された地域・期間は松本建設事務所建築課で所管してきましたが、このたび、申請者様の負担軽減と円滑な証明事務の執行を図るため、平成 30 年 1 月 4 日より、当該証明事務を松本市（建設部建築指導課）が所管することになります。これにより、新旧問わず、松本市内は松本市が証明事務を行いますので、よろしく申し上げます。

記



★今回移行する証明事務の期間

- (1) 旧松本市内においては、昭和 56 年（1981 年）3 月 31 日まで
- (2) 旧四賀村、旧安曇村、旧奈川村及び旧梓川村においては、平成 17 年（2005 年）3 月 31 日まで
- (3) 旧波田町においては、平成 22 年（2010 年）3 月 30 日まで

お問い合わせ先

長野県松本建設事務所建築課

☎0263-40-1935 E-mail : matsuken-kenchiku@pref.nagano.lg.jp

松本市建設部建築指導課

☎0263-34-3255 E-mail : kenchiku-s@city.matsumoto.nagano.jp